

民主青年新聞

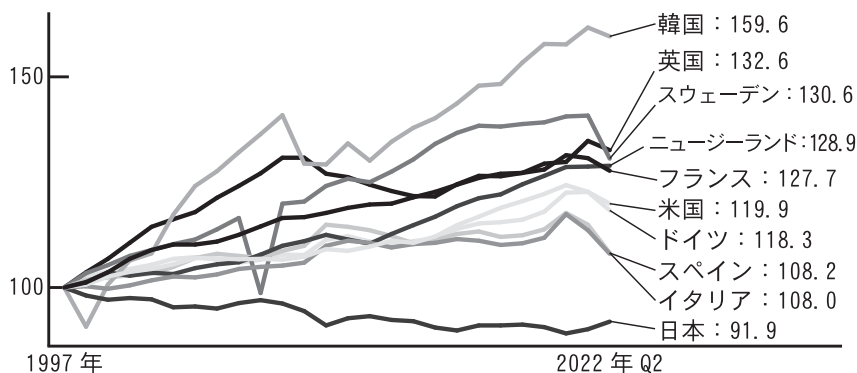
●ホームページ www.dylj.or.jp ●Eメール minsin@dylj.or.jp

見どころ

- 旧優生保護法は人権侵害 国は早期の謝罪と問題の解決を (3面)
- ねらわれる青年の個人情報 自衛隊への名簿提供問題 (6、7面)
- 海外ではこんなに休暇が取れる (10、11面)

今、なぜ大幅賃上げが必要なのか？

実質賃金指数の推移の国際比較



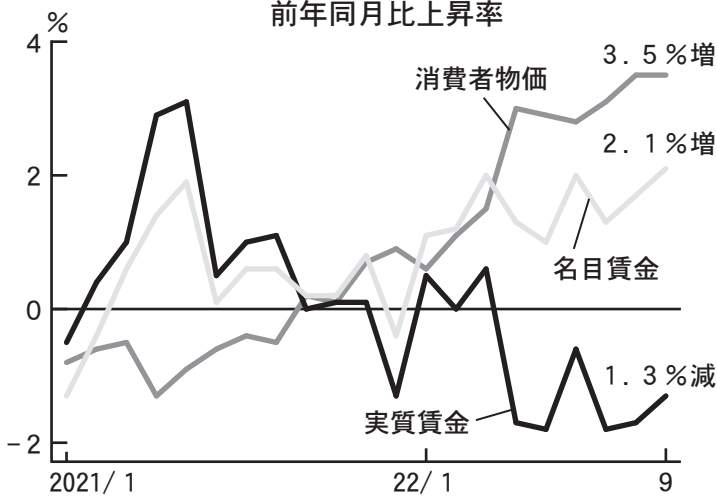
※民間産業の時間当たり賃金(一時金・時間外手当等含む)。1997年を基準に指数化。

注1:日本のデータは「毎月勤労統計調査」よりOECDに提供されているもの。2004年~17年の値は不正により実際より低いことに注意。厚労省によればその差は0.6%程度。その分を上振れ補正しても、他の国の実質賃金の伸びには追いつかない。

注2:22年のQ2は、第2四半期。

oecd.statを基に作成

インフレに賃金の伸びが追いつかない 前年同月上昇率



厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和4年9月分結果速報等」などを基に作成

コロナ危機や相次ぐ物価高、低賃金。青年労働者を取り巻く深刻な実態が浮かび上がっています。今年の春闘での到達や課題と、賃上げの必要性について、全国労働組合総連合(全労連)事務局長の黒澤幸一さんに取材をしました。2面では、青年労働者の生活実態と賃上げの必要性について全労連青年部書記長の稲葉美奈子さんに取材を行いました。(栗山さつき記者)

Q1. 春闘とは何ですか？

日本の労働組合は企業別労働組合といわれていて、多くの場合、会社ごとに労働組合があります。春闘とは、この企業の業績に左右されやすい日本の労働組合の形を克服するために、みんなで一斉に要求を出して一斉に回答を要求するしくみです。現在、春闘は後半を迎えています。春闘の課題はさまざまですが、賃上げが最重要課題です。

Q2. なぜ賃上げが必要なのでしょう？

この図を見てください(上図)。これは実質賃金の推移を国際比較した図ですが、日本だけが1997年をピークに1割も下がっています。他国がどんどん上がっているのは対照的です。労働者が実際に受け取る賃金の額を「名目賃金」といいます。「実質賃金」とは、物価上昇分なども考慮した賃金のことです。「名目賃金」は確かに上がっていますが、それが物価上昇分に追いついていません。そうすると、支出が増える分、実際の賃金は目減りすることになります。

日本は物価だけが上がって、賃金は低いまま、世界からも大きく遅れをとっています。そのため、日本の労働者は非常に貧しくなっている状態です。賃金が低いと、今の生活にも将来の人生設計にも大きな不安を抱えます。賃金を上げることは今の生活を安定させることはもちろん、将来のためにも必要なことです。また、実質賃金下がっていくことで、日本の購買力が下がり、景気回復の足かせにもなってしまいます。

Q3. 今年の春闘ではどれくらいの賃上げを求めてたたかっているのでしょうか？ また、現時点での到達をどのように見えていますか？

生活改善を目指すために、全労連は、賃上げの統一要求水準として、月額3万円以上、時間給190円以上の平均10%以上を要求しました。その他、誰でもどこでも時給1500円以上、月22万5千円以上の賃金の実現を求めています。

現在、春闘を通じて得られた賃上げ回答の平均は6368円です(2面下図)。賃金の引き上げが必要という流れを我々も声を上げてつづけてきたので、今年は23年ぶりの6千円台の賃上げを勝ち取っています。しかし3万円要求に対して約6千円なのはマイナスになっています。

ケア労働者への賃上げも昨年並みにとどまっています。2021年11月に岸田政権は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を各都道府県に交付する決定をしました。その結果、22年に福祉・介護職員を対象に月給を9千円引き上げるとしましたが、その後は持続的な引き上げが行われませんでした。今年はその交付金がないため、とたんに、きびしく、結局賃上げ幅はマイナスになっています。

Q4. 青年労働者との関係ではどういった特徴がありますか？

今すぐ切実なのは、エッセンシャルワーカーやケア労働者といった青年も多く働いている職種での賃金が思うように上がっていないことです。3年間、コロナの感染拡大の下で働き続けてきたにもかかわらず、ひどい対応です。一方で賃上げを求めてたたく勝ち取った経験もあります。例えば、名古屋市職員労働組合の公立保育園で働く非正規労働者の人たちはフルタイム労働時間で働いていますが、賃金が低い状態が続いていました。そこで、組合員の方々に要求行動を行うことになりました。非正規のフルタイムで働いている組合員は当初16人くらいでしたが、「4万円の賃上げを実現させよう」「あなたも労働組合に入って、一緒に賃上げさせよう」と、1カ月~2カ月くらいの間に組合員を60人ほどまでに増やして、市に対して交渉を重ね、月収4万円の賃上げを勝ち取りました。

Q5. 基本給を上げるのではなく、手当などを出して「賃上げした」と主張する向きもありますが、これはどう見たら良いのでしょうか？

ベースアップと私たちは言いますが、これはそもそも基本給のベースを上げるということです。定期昇給額を上回る分をベースアップといいます。手当はあくまで一時的なものも多く、安定的、持続的にもらえる賃金が上がらないと、生活そのものを豊かにしたり、将来設計を組み立てたりすることが困難になります。企業側は「夏・冬のボーナスを増やします」という形でお茶を濁していますね。最近だと物価高騰に対する手当として「インフレ手当」が数十万円支給されるという話もありますが、1回だけの支給です。基本給をきちんと引き上げないと、企業側の都合で手当てが支給されたりされな

かったりしてしまいます。そのため手当ではなく、基本給のベースアップが重要です。また、労働者全体として、賃金を上げていくという視点が大切です。今、正規労働者から、非正規労働者への置き換えが進んでいます。企業側からすれば同じ仕事を安い賃金で行ってくれる非正規労働者を増やした方が人件費を安く抑えることができます。しかしそれを許してしまえば、労働者全体の待遇や賃金が多額に引き下げられていきます。それを許さないためにも、法整備とともに、非正規労働者の賃金を底上げしていく必要があります。

Q6. 最後に、青年労働者へのメッセージはありますか？

賃金とは、資本と労働者の力関係によって決まってくるものです。これは資本主義社会の中で当たり前のことです。法律上で労働基準法の第2条で「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」と定められています。労働組合に入る、あるいは労働組合をつくるという形でなければ、労働者は対等になれません。そして、ストライキが必要です。みんなで声を上げるとことは憲法で認められた権利です。声を上げれば、自分の生活も変わります。青年の皆さんもぜひ労働組合に入って、交渉当事者としてともにたたかっていきましょう。